

第1回帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部 主な確認事項

令和2年4月7日開催分

1 帯広市の対応

(1) 対策本部の設置について

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置する。
- 構成員はこれまでの帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と同様とする。